

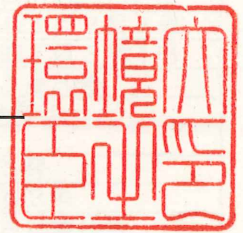
認 定 証

5. (1) に掲げる者 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定を受けた者であることを証する。

平成 28 年 9 月 30 日

環境大臣 山本 公一



記

1. 認定の年月日 平成 28 年 9 月 30 日

2. 認定番号 第 261 号

3. 産業廃棄物の種類

5. (1) に掲げる者が製造したビニル系床材（廃プラスチック類）及びビニル床  
シート用梱包材（紙管（紙くず））が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国